平成２２年（フ）第１８０８６号
千葉県千葉市稲毛区作草部町1260―１―206
債務者　菅原　謙二
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０８７号
東京都新宿区百人町１丁目13―18―205
債務者　吉野　正子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１００号
東京都小平市大沼町２丁目733―１　新荘１号
債務者　鈴木　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８５号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート10―105
債務者　江寺かず枝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５０８号
東京都東大和市桜が丘２丁目223番地の１クロスフォート玉川上水815号
債務者　大窪　慶枝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９８５号
東京都台東区浅草橋４丁目12―４―801
債務者　高山　直一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８４７号
東京都大田区羽田３丁目３―１―310
債務者　及川　直美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５９号
東京都目黒区自由が丘３丁目14―７―103
債務者　齋藤　智子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１６０号
東京都荒川区荒川１丁目45―12―401
債務者　渡邉　和人
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１号
熊本県天草市南町５番３号　井上アパート３号
債務者　渡邊　友和
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１４８１号
東京都東村山市野口町４丁目１番地63サンライフスカイ214
債務者　堀留　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９６号
静岡県磐田市見付263番地
債務者　佐藤　奈月
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６１５号
静岡県浜松市西区西山町36番地の１　メゾン西山２―Ｃ
債務者　町田　利幸
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２０号
静岡県浜松市中区葵西５丁目７番31号
債務者　榊原　喬代
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８０７３号
東京都葛飾区奥戸２丁目28―７―103
債務者　的場登美子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部